

年 月 日

短期証世帯呼出状

BI000706

京都市国民健康保険 保険料の納付と医療費の全額(10割)自己負担について

京都市では、毎年11月に資格確認書の更新を行っています。(マイナ保険証をお持ちの方については資格情報のお知らせを交付します)していません

保険料を滞納されていると、将来的に、医療機関等での支払いが、一旦全額(10割)自己負担となります。

早期に滞納を解消してください。納付が困難な場合は、

令和 8 年 月 日までに

封筒に記載の担当へ来所又は連絡してください。

削除

※ これまで被保険者証を交付してきた方についても、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付します。

国保記号番号

このまま滞納が続きますと、やむを得ず以下の措置を採ることになりますので、念のため申し添えます。なお、いずれの場合も保険料を納付する義務はなくなりません。

○医療費の全額(10割)自己負担への変更

将来的に、医療機関等での支払いが全額(10割)自己負担となる「資格確認書(特別療養)」又は「資格情報のお知らせ(特別療養)」を交付します。

○給付の一時差止め

国民健康保険法第63条の2に基づき、療養費、高額療養費、葬祭費、特別療養費等の現金給付の支払いを一時差し止めます。

○財産の差押え

給与、預(貯)金、不動産、生命保険、年金等の財産を差し押さえます。

※ 既に滞納保険料を全額納付済みの場合は、行き違いのものと御了承願います。

また、他の健康保険に加入している等、本市国民健康保険の資格を喪失している場合は、至急に届出をしてください。

W55000A